

競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名 空港面探知レーダー製造仕様要件調査

開 札 年 月 日 令和8年6月26日（落札決定日 令和8年7月16日）

入札執行官署 国土交通省航空局

落 札 金 額 ￥ 26,180,000 -

落 札 者 株式会社三菱総合研究所

予 定 価 格 ￥ 35,673,636 -

積 算 額 ￥ 35,673,636 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥ 32,430,579 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 28,645,934 - 調 査 基 準 価 格 の 100/110 ￥ 26,041,759 -

低入札価格調査実施 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘 要
	入札金額	入札金額	
株式会社三菱総合研究所	23,800,000		第1回 落札
株式会社日本空港コンサルタンツ	27,900,000		
株式会社航空システムコンサルタンツ	33,000,000		
株式会社ネットアルファ	34,700,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

低入札価格調査の実施概要（測量又は建設コンサルタント等）

件 名： 空港面探知レーダー製造仕様要件調査

発 注 機 関：国土交通省 航空局

調査対象業者名：株式会社三菱総合研究所

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	調査対象者は、以下の点を理由とし入札価格を積算している。 ・調査対象者は、過去に受注した案件を通じて空港面監視レーダーに関する豊富な知見を有している。さらにレーダー関連の主要電機メーカー技術者との緊密な技術的ネットワークを有しており、必要な情報収集や技術確認を効率的に実施できることから、本調査を効率的に進めることが可能である。また、調査対象者は航空管制分野における多数のプロジェクト実績を有しており、航空管制技術のみならず、管制業務や運用業務に関する幅広い知見を備えている ・本件は十分な実施体制を確保するとともに、経験豊富な技術者を配置することで、作業工数を効率化しつつ必要な品質を確保した成果を提供できることから、本価格での履行が可能であると判断している。 以上を踏まえて、今回の入札額を決定したとのことである。
(2) 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	本件調査の業務体制については、計5名の技術者（管理技術者1名、照査技術者1名、技術責任者1名、調査担当者2名）の配置を予定している。各担当者は各要件の整理を実施し、管理者技術者が工程管理を含めた統括管理を実施、照査技術者が調査報告書の照査・品質管理を実施する体制となっており、調査結果の妥当性を担保する体制がとられているものと判断する。
(3) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況	本調査と同期間に履行している契約は2件である。これらの契約についてヒアリングを行ったところ、適切に工程を管理する体制が取られており、また当該契約に影響を与えるような懸案事項を抱えているわけではないことを確認した。従って、当該契約の履行に支障を来すものではないと判断する。
(4) 手持機械等の状況	対象外

(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者		(航空局受注実績) ・航空路監視センサーの最適化要件調査(令和7年度、航空局) ・関西空港マルチテレーション装置更新基本設計外3件設計(令和6年度、大阪航空局) ・大阪国際空港マルチテレーション装置更新に係る基本設計(令和5年度、大阪航空局)ほか
(6) 経営内容		調査対象業者の経営状況は、計算書類(報告書)から、健全な経営が行われていると判断する。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討		今回、調査基準価格を下回る入札結果となった主たる要因は、一部の調査項目をより専門性において優位である調査会社に再委託することより省力化及び効率化を図ったこと、及び過去に受注した経験から効率的な作業を行うことが可能であるとして工数の大幅な縮減が実現できたものといえる。 体制としては、各要件を整理する調査担当者、調査全般の統括管理を実施する管理技術者、調査報告書の照査を行う照査技術者が配置され、調査実施における体制が担保されている。 調査対象者は過去に航空局から同種・類似の業務を複数受注しており、航空局受注案件においては業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されている。 また、経営状況も決算報告書等から健全な経営をしていると判断できることから、本件調査の履行に支障を来すものはないと考える。 よって、調査対象者の入札価格は調査基準価格を下回っているものの、契約の履行について支障はないものと判断される。
(8) (5)の建設コンサルタント業務等の成績状況		業務不履行等の事実はなく、いずれも問題無く履行されている。
(9) 経営状況		特に問題なし
(10)信用状況	法令違反の有無	該当なし
	賃金不払いの状況	該当なし
	下請代金の支払遅延状況等	該当なし
	建設コンサルタント登録等における消除等の履歴	該当なし
(11)その他の必要な事項		特になし